

教職員の分限処分について

強制性交等罪で起訴された教職員に対し分限処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者 (当事者)

所属	職名	年齢	性別
市内の小学校	教諭	34歳	男

2 処分内容

休職（平成30年9月6日（木）より起訴事件が裁判所に係属する間）

3 処分年月日

平成30年9月5日（水）

4 事案概要

被処分者は、女兒が13歳未満の者であることを知りながら、わいせつな行為をしたとして、平成30年8月1日付けで、逮捕された。

その後、平成30年8月22日付けで、強制性交等罪で起訴されたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、休職処分とした。